

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にて継続使用する一部のものを除き、その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重人事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な情報を探りできる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p>

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>(3) 適合性説明 (緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原了炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>なお、代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にて継続使用する一部のものを除き、その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。</p>	<p>(3) 適合性説明 第三十四条 緊急時対策所</p> <p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム(S P D S)を設置する設計とする。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器(ページング)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、P H S 端末、F A X)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備(加入電話、加入F A X)、専用電話設備(専用電話(ホットライン)(自治体向))及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、I P電話、I P-F A X)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違(東二固有)</p> <p>記載表現の相違</p>

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
1.3 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を中央制御室以外の場所に設置する。 なお、代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)において継続使用する一部のものを除き、その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。 代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、異常等に対処するため必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。 また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。 10.9.1.2 設計方針 代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、以下のとおりの設計とする。 (1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。 (2) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。 (3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。 (4) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する設計とする。	1.3 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム(S P D S)（以下「S P D S」という。）を設置する。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末、F A X）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話、加入F A X）、専用電話（専用電話（ホットライン）（自治体向））及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話、I P-F A X）を設置又は保管する。 緊急時対策所災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が対策要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。 10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。 (1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。 (2) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。 (3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。 (4) 災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。	代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載 記載表現、設備名称の相違 設備の相違（東二固有） 記載表現の相違 代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載 記載表現の相違

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>10.9.1.3 主要設備</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)の主要設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所(3号及び4号炉共用) 異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、代替緊急時対策所を設置する。 代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用) 異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所(緊急時対策棟内)を設置する。</p> <p>(3) <u>情報収集設備</u>(3号及び4号炉共用) 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する、代替緊急時対策所の情報収集設備のうち緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の一部の機能は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)において引き続き使用する。 代替緊急時対策所の情報収集設備のうち緊急時対策所(緊急時対策棟内)において継続使用しない緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の一部の機能及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(4) 通信連絡設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備) 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。 代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(5) 酸素濃度計(3号及び4号炉共用) <u>室内の酸素濃度</u>が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度計を配備する。 代替緊急時対策所の酸素濃度計は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(6) 二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用) <u>室内の二酸化炭素濃度</u>が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を配備する。 代替緊急時対策所の二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>10.9.1.4 主要仕様 緊急時対策所の設備仕様を第10.9.1表に示す。</p>	<p>10.9.1.3 主要設備</p> <p>緊急時対策所の主要設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>(2) 必要な情報を把握できる設備 (10.12 通信連絡設備) 中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、必要な情報を伝送し、必要な情報を把握できるSPDSを設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 (10.12 通信連絡設備) 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度計 <u>災害対策本部内</u>の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計を保管する。</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計 <u>災害対策本部内</u>の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>10.9.1.4 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要設備の仕様を第10.9-1表に示す。</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>第10.9.1表 緊急時対策所の設備仕様</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の一部の機能は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)において引き続き使用する。 以下の設備は、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時対策所(緊急時対策棟内)において継続使用する緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の一部の機能を除き、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>a. 代替緊急時対策所(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) 個　　数　　一式</p> <p>b. 情報収集設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備(重大事故等対処設備) ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) 設備名　　緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)(3号及び4号炉共用) 個　　数　　一式 設備名　　SPDSデータ表示装置(3号及び4号炉共用) 個　　数　　一式</p> <p>c. 通信連絡設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>(a) 運転指令設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) 設備名　　ページング装置 個　　数　　一式</p> <p>(b) 電力保安通信用電話設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等)</p>	<p>第10.9-1表 緊急時対策所の設備仕様</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p>

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点								
<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備(通常運転時等) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備 名</td> <td>保安電話(固定型、携帯型)</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> ・通信連絡設備(通常運転時等) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備 名</td> <td>衛星電話(固定型、可搬型)</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> 	設 備 名	保安電話(固定型、携帯型)	個 数	一式	設 備 名	衛星電話(固定型、可搬型)	個 数	一式		
設 備 名	保安電話(固定型、携帯型)									
個 数	一式									
設 備 名	衛星電話(固定型、可搬型)									
個 数	一式									
<p>(c) 衛星携帯電話設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備 名</td> <td>衛星携帯電話(固定型、携帯型)</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	設 備 名	衛星携帯電話(固定型、携帯型)	使用回線	衛星系回線	個 数	一式		代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載		
設 備 名	衛星携帯電話(固定型、携帯型)									
使用回線	衛星系回線									
個 数	一式									
<p>(d) 無線連絡設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備 名</td> <td>無線通話装置(固定型、携帯型)</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	設 備 名	無線通話装置(固定型、携帯型)	使用回線	無線系回線	個 数	一式				
設 備 名	無線通話装置(固定型、携帯型)									
使用回線	無線系回線									
個 数	一式									
<p>(e) 携帯型通話設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備 名</td> <td>携帯型有線通話装置</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	設 備 名	携帯型有線通話装置	個 数	一式						
設 備 名	携帯型有線通話装置									
個 数	一式									
<p>(f) テレビ会議システム(社内)(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備 名</td> <td>テレビ会議システム(社内)</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線又は衛星系回線</td> </tr> </table>	設 備 名	テレビ会議システム(社内)	使用回線	有線系回線又は衛星系回線						
設 備 名	テレビ会議システム(社内)									
使用回線	有線系回線又は衛星系回線									

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>個　数　　一式</p> <p>(g) 加入電話設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) 　　設備名　　加入電話(固定型) 　　使用回線　有線系回線 　　個　数　　一式</p> <p>(h) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) 　　設備名　　テレビ会議システム 　　使用回線　有線系回線又は衛星系回線 　　個　数　　一式 　　設備名　　IP電話 　　使用回線　有線系回線 　　個　数　　一式 　　設備名　　衛星通信装置(電話) 　　使用回線　衛星系回線 　　個　数　　一式 　　設備名　　IP-FAX 　　使用回線　有線系回線又は衛星系回線 　　個　数　　一式</p> <p>d. 酸素濃度計(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) 　　個　数　　1 (予備2) 　　測定範囲　0~100%</p> <p>e. 二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等)</p>		代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(重大事故等時) <p>個 数 1 (予備2)</p> <p>測定範囲 0~2%</p>		代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載
<p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>a. 緊急時対策所(緊急時対策棟内) (3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) <p>個 数 一式</p>	<p>(1) 緊急時対策所</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) <p>個 数 一式</p>	
<p>b. 情報収集設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計装設備(重大事故等対処設備) ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <p>設備名 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)(3号及び4号炉共用)</p> <p>個 数 一式</p> <p>設備名 SPDSデータ表示装置(3号及び4号炉共用)</p> <p>固 数 一式</p>	<p>(2) S P D S</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計装設備(重大事故等対処設備) ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <p>設備名 データ伝送装置</p> <p>個 数 一式</p> <p>設備名 緊急時対策支援システム伝送装置</p> <p>個 数 一式</p> <p>設備名 S P D Sデータ表示装置</p> <p>個 数 一式</p>	設備名称、設備構成の相違
<p>c. 通信連絡設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>(a) 運転指令設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) <p>設備名 ページング装置</p> <p>個 数 一式</p>	<p>(3) 通信連絡設備</p> <p>(a) 送受話器(ページング)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) <p>設備名 送受話器(ページング)</p> <p>個 数 一式</p>	設備名称の相違
<p>(b) 電力保安通信用電話設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) <p>設備名 保安電話(固定型、携帯型)</p> <p>個 数 一式</p>	<p>(b) 電力保安通信用電話設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) <p>設備名 固定電話機、P H S 端末、F A X</p> <p>個 数 一式</p>	設備名称の相違

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
設備名 <u>衛星電話(固定型、可搬型)</u> 個数 一式 (c) 衛星携帯電話設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)	(c) 衛星電話設備 (固定型) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・緊急時対策所 (重大事故等時) ・通信連絡設備 (通常運転時等) ・通信連絡設備 (重大事故等時) 設備名 <u>衛星携帯電話(固定型、携帯型)</u> 使用回線 衛星系回線 個数 一式	記載表現、設備名称の相違
(d) 無線連絡設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)	(d) 衛星電話設備 (携帯型) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・緊急時対策所 (重大事故等時) ・通信連絡設備 (通常運転時等) ・通信連絡設備 (重大事故等時) 設備名 <u>無線通話装置(固定型、携帯型)</u> 使用回線 無線系回線 個数 一式	記載表現、設備名称の相違 重大事故等時の連絡手段の差異 (屋外(衛星(携帯)) ⇌ 屋内(衛星(固定)))
(e) 携帯型通話設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)	(e) 無線連絡設備 (固定型) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・通信連絡設備 (通常運転時等) 設備名 <u>無線連絡設備 (固定型)</u> 個数 一式	記載表現の相違
(f) テレビ会議システム(社内)(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等)	(f) 無線連絡設備 (携帯型) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・緊急時対策所 (重大事故等時) ・通信連絡設備 (通常運転時等) ・通信連絡設備 (重大事故等時) 設備名 <u>無線連絡設備 (携帯型)</u> 個数 一式	記載表現、設備名称の相違
(g) 加入電話設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。	(g) 携行型有線通話装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (通常運転時等)	設備名称の相違

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時等) 通信連絡設備(通常運転時等) <p>設備名 <u>加入電話(固定型)</u></p> <p>使用回線 有線系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>(h) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時等) 緊急時対策所(重大事故等時) 通信連絡設備(通常運転時等) 通信連絡設備(重大事故等時) <p>設備名 テレビ会議システム</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 IP電話</p> <p>使用回線 <u>有線系回線</u></p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 衛星通信装置(電話)</p> <p>使用回線 <u>衛星系回線</u></p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 IP-FAX</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個数 一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(重大事故等時) 通信連絡設備(通常運転時等) 通信連絡設備(重大事故等時) <p>設備名 <u>携行型有線通話装置</u></p> <p>個数 一式</p> <p>(h) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX) 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時等) 緊急時対策所(重大事故等時) 通信連絡設備(通常運転時等) 通信連絡設備(重大事故等時) <p>設備名 テレビ会議システム</p> <p>使用回線 有線系回線, 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 IP電話</p> <p>使用回線 <u>有線系回線, 衛星系回線</u></p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 IP-FAX</p> <p>使用回線 有線系回線, 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p>	記載方針の差異（設備名称）
<p>(i) テレビ会議システム(社内) 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時等) 通信連絡設備(通常運転時等) <p>設備名 テレビ会議システム(社内)</p> <p>使用回線 有線系回線, 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p>		記載方針の差異（表記）
<p>(j) 加入電話設備 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(通常運転時等) 通信連絡設備(通常運転時等) <p>設備名 <u>加入電話, 加入FAX</u></p> <p>使用回線 有線系回線</p> <p>個数 一式</p>		記載方針の差異（表記）
<p>(k) 専用電話設備 兼用する設備は以下のとおり。</p>		設備の差異（東二固有）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点														
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・通信連絡設備（通常運転時等） <table> <tr> <td>設備名</td><td>専用電話（ホットライン）（自治体向）</td></tr> <tr> <td>使用回線</td><td>有線系回線</td></tr> <tr> <td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(4) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） <table> <tr> <td>個数</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr> <td>検知範囲</td><td>0.0～40.0vol%</td></tr> </table> <p>(5) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） <table> <tr> <td>個数</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr> <td>検知範囲</td><td>0.0～5.0vol%</td></tr> </table>	設備名	専用電話（ホットライン）（自治体向）	使用回線	有線系回線	個数	一式	個数	1（予備1）	検知範囲	0.0～40.0vol%	個数	1（予備1）	検知範囲	0.0～5.0vol%	設備数量、記載等の相違 設備数量、記載等の相違
設備名	専用電話（ホットライン）（自治体向）															
使用回線	有線系回線															
個数	一式															
個数	1（予備1）															
検知範囲	0.0～40.0vol%															
個数	1（予備1）															
検知範囲	0.0～5.0vol%															